

三田市議会政務活動費の交付に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第11条 省略 付 則</p> <p>この条例は、平成13年4月1日から施行する。</p>	<p>第1条～第11条 省略 付 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。</p> <p><u>(交付額の特例)</u></p> <p>2 <u>平成29年4月から平成32年3月までの政務活動費は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項中「60,000円」とあるのは「45,000円」とする。</u></p>